

松川町定例農業委員会議事録 第7回（10月）

1 開催日時 令和7年10月23日（木） 16:00 ~ 17:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会長	1番 松下（敏）		
会長代理	17番 北沢		
委員	2番 大場（健）	3番 米山（広）	4番 大澤
	5番 佐々木	6番 牛久保	7番 米山（孝）
	8番 齊藤	10番 大島	
	11番 下澤	12番 竹村	13番 大場（武）
	14番 池田	15番 赤羽目	16番 松下（守）

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・利用権設定（24件）

・所有権移転（3件）

5 農業委員会事務局職員

係長 小沢 主任 中村

6 会議の概要

(1) 開会 —小沢係長 開会—

(2) 会長挨拶 —松下（敏）会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 6番 牛久保 委員 7番 米山（孝）委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 1,196 m² 畑 所有権移転 野菜類

○赤羽目委員

場所は、下垣外北部の会所から南に 200m ほど行って、四つ辻を東へ曲がって突き当たりのところになります。譲受人の家が申請地の隣接地に建っており、譲渡人と最初からこの土地も購入したいということで話をしていたようです。都会から来て農業やってみたいということだったので、特に問題はないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 生田 7筆 計 3,458 m² 畑 所有権移転 花木

○米山（孝）委員

場所は、生田飯田線の県道沿いに福与御柱神社があり、その北側 200m の道のところを東に 100m ほど上がったあたりになります。現在、柿を栽培している農地と、その他は傾斜地なつていて今は特に何も作られてないということです。譲渡人と譲受人が一緒になって、今後、花木をやっていくという意思があります。現地を見まして、特に問題はないかと思う思いますのでご審議をよろしくお願いします。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 656 m² 畑 所有権移転 野菜類

○赤羽目委員

場所は、神郷原神社を南へ入り、工具製造会社をさらに南へ 100m ほど行ったところになります。申請地と、隣接する住宅を合わせて購入ということです。譲渡人がもう高齢で、畠に出れないということで遊休農地となっておりましたが、譲受人が都会の方からこちらへ移住してきて農業をやりたいということです。極力農薬を使わない農業に取り組みたいとおっしゃっていて、周辺の影響は少ないと思いますので、特に問題はないかと思います。関連して、議案第3号4番の申請地については、本件の周辺にあります。譲受人が住宅の取得を行うところ、50年来、宅地がはみ出していた部分があり、それを是正したいということで、説明を受けていま

す。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4番 上片桐 2筆 4,015 m² 畑 所有权移転 レモン

○牛久保委員

場所は、地図中に広域農道がありますが、上片桐保育園とコンビニエンスストア付近の交差点を、中央道方面に150mぐらい上がったところの道の北側になります。申請地は2筆ありますが、1筆は現在何も作られておらず、もう1筆もハウスが建っていますが現在は遊休地となっています。譲受人は町外でかなり広く農業経営をされているということで、売上げも高く、従業員も数十人いるということで実績もありますし、遊休地の活用でありますので全く問題はないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○北沢委員

松川町でもいよいよレモンの申請が出てきたと思うんですけど、栽培はハウスか露地のどちらになりますでしょうか。

○牛久保委員

そこまでは聞いておりませんが、ハウスがしっかりした建物なのでそちらを活用されるかと思います。

○佐々木委員

申請地は、構造改善して結構広いところなんですが、譲渡人と譲受人、どちらから働きかけて売買の話になったのでしょうか。譲受人が中川村の会社ということで気になりました。

○牛久保委員

そこまでは聞いておりませんでした。申請地のハウスは、基礎もしっかりした建物ですが、何年も活用されていないという状況だったこと、場所もいいので、探されて見つかったのではないかと思いますが、私の想像の域を出ません。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上です。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 計 322 m² 畑 住宅

○大場（武）委員

場所は、堤原のバス停付近になります。本件は、今年に農振除外の申請が出され、許可となった案件です。本人の農地に建物を建てるということで、第4条の申請になっております。雨水は地下浸透、それから上下水道は公共下水道の方へ繋ぐということです。周囲も自身の畠ですので、ほとんど影響がないと思っております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 大島 1筆 1,142 m² 畑 住宅

○北沢委員

場所は、松川インターから降りて最初の信号を右折して、県道沿いを飯田方面に1.5キロほど行ったところで、上に上がったところです。申請者の事情により売却を考え、自宅の査定をしてもらったところ、農地上に建っているということが発覚したということで、経過報告書が出ています。当時を知る地域の方に聞いたところ、元々この家は現在の中央道のど真ん中に建っていましたが、中央道の開通にあたってここまで引っ張り上げてきたというお話です。その当時のどさくさでそういうことになってしまったと考えていますが、昭和50年頃からのことなので致し方ないと思います。

○斎藤委員

1,142 m² ということでかなり大きいんですが、農地全体に住宅が建っているわけですか。分筆をかけて、その分だけ転用するとかそういうことではなくて。

○事務局

現状、この一筆全てに歩を使用して家が建っている状況です。大正時代に建てられた家で、蔵とかそういうものも含めて、この一筆全体を宅地として利用している状況です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上です。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 計 199 m² 畑 所有権移転 住宅

○大場（健）委員

場所は、本光寺から東に200mほどいったところで、中央保育園と神郷原神社のちょうど真ん中へんに位置する場所になります。息子さんが今町外に住んでいて、両親が申請地の左側に住んでおりますが、息子さんが帰ってきて家を建てて住みたいということで、9月に農振除外が許可をされて、今回このような5条申請になったところであります。やむを得ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 478 m² 畑 所有権移転 車庫・物置

○牛久保委員

場所は、町谷自治会の有平地籍の、山際の土地になります。S字の道を左の方へ行きますと山の上のところに交差点がありますが、そこに突き当たるというようなところで、説明しづらい場所ですが、一番山際ということでご理解いただきたいと思います。譲受人と譲渡人は親子関係にございますが、譲渡人は今は町外在住ということで、申請地の隣地が譲受人の住居が建っている場所になります。こちらは平成19年に農地転用で許可されました。建物を建てずに現状家庭菜園で畠のままという現況であり、今回、名義を譲受人に変更するのに合わせて、また車庫と倉庫を建てたいということで申請がでております。以前に農地転用で許可のされている案件でございますので、問題はないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 上片桐 1筆 310 m² 畑 使用貸借権設定 住宅

○竹村委員

場所は、熊野神社から東へ200mほど行って、JR飯田線とぶつかる地点を南に100mほど行ったところです。譲渡人と譲受人や親子関係であります。譲受人は現在町外に住んでいますが子供が増え狭くなつたため、両親の近くに住み、農業の手伝いなどの生活をしていきたいということです。近所の方にも同意を得られていますし、特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4番 元大島 2筆 計 491 m² 畑 所有権移転 住宅・物置・駐車場

○赤羽目委員

場所や経緯については、議案第1号3番で説明したとおりになります。ご審議よろしくお願ひします。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、5番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

5番 元大島 2筆 計 399 m² 畑 所有権移転 住宅

○大場（健）委員

場所は、中央保育園の西側になります。譲渡人は篤農家で長年稻作をされてきましたが、数年前から年を取ってきて作付が難しくなり、数年前から売り手先を探していたというところで今回このようなマッチングになったということあります。住居と、進入路の車道になるとということあります。大変残念ではありますけれど、やむを得ないのかなと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上です。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (24 件)

所有権移転 (3 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- | | |
|---------------------------|------------|
| ・農地登録申請について | [資料 No. 1] |
| ・令和7年度優秀農業者表彰候補者の推薦について | [資料 No. 2] |
| ・国会議員（5区）との農政懇談会について | [資料 No. 3] |
| ・北部ブロック農業委員会正副会長事務局合同会議資料 | [資料 No. 4] |
| ・町への意見書について | [資料 No. 5] |
| ・第9回長野県農業委員会大会の日程等について | [資料 No. 6] |
| ・南信州農業委員会協議会視察について | [資料 No. 7] |

(6) 営農支援センターから

(7) 南信州農業農村支援センターから

- ・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一小沢係長 閉会一

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

6番 _____ 印

7番 _____ 印